

日エクアドル外交関係樹立 100 周年(2018 年)事業認定の申請に係わる説明書

平成28年8月19日

日エクアドル外交関係樹立100周年実行委員会では、下記の要領で「日エクアドル外交関係樹立 100 周年(2018 年)」にふさわしい事業を幅広く募集し、「日エクアドル外交関係樹立 100 周年」事業として認定します。認定された事業は、各事業の広報媒体(ポスター、パンフレット、ウェブサイト、看板、垂れ幕等)に、「日エクアドル外交関係樹立 100 周年」の名称及びロゴを使用することができます。事業認定基準等は、以下のとおりです。

[1 事業認定基準](#)

[2 認定事業の特典](#)

[3 申請・認定の流れ](#)

[4 申請書類の送付先・問合せ先](#)

[5 事業実施後の報告](#)

1 事業認定基準

(1)原則として、2018 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、エクアドルにおいて実施される事業であること。(但し、2018年以前に実施される関連の事業も含み得ますので、ご相談下さい。)

(2)事業の内容が、日エクアドル間の経済、開発協力、社会、文化、芸術、スポーツ、観光等の幅広い分野における協力や交流の促進、相互理解の増進、友好関係の強化に資すると判断されるもの。企業による社会貢献関連事業の実施やその紹介を含む。

(3)開催地の法令を遵守し、他者の権利(著作権を含む。)を侵害しないこと。

(4)事業実施に係る経費については、主催者が一切の責任を負うこと。

(5)特定の主義・主張又は宗教の普及を目的とせず、また、公序良俗に反しないこと。

(6) 営利を主たる目的としないこと。

2 認定事業の特典

(1) 認定された事業は、該当事業の広報媒体(ポスター、パンフレット、ウェブサイト、看板、垂れ幕等)に「日エクアドル外交関係樹立 100 周年」であることを明記し、また、本件周年事業のロゴを使用することができます。

(2) 認定された事業は、日エクアドル外交関係樹立 100 周年事業一覧表に掲載されます(在エクアドル日本国大使館ホームページ・SNS 等において公表されます)。

3 申請・認定の流れ

(1) 事業認定を希望する団体は、以下の必要書類を事業実施の1ヶ月前までに日エクアドル外交関係樹立100周年実行委員会(扱い在エクアドル日本国大使館)に提出する。

- 事業認定申請書、誓約書及び希望される場合には、ロゴの使用に関する誓約書
(申請書 (Ward 形式)、誓約書(Ward 形式)、: ロゴ誓約書 (Ward 形式))
- 事業収支予算書(Excel 形式)
- 事業概要(申請者自ら作成し、詳細に記述して下さい)
- 事業実施団体の概要(申請者作成の概要ペーパー、パンフレット、定款等)

(2) 申請書を受理した日エクアドル外交関係樹立100周年実行委員会は、認定基準に従い事業の審査を行う。

(3) 日エクアドル外交関係樹立100周年実行委員会は、審査結果を申請者に書面で通知し、希望に基づき認定が行われた場合にはロゴの電子データを申請者に送付するとともに、日本国大使館のホームページの日エクアドル外交関係樹立 100 周年事業一覧表に事業概要を掲載します。

4 申請書類の送付先・問合せ先

○原則としてエクアドルで実施予定の事業について、実務を行う在エクアドル日本国大使館に、書類を送付、お問い合わせください。(なお、日本において実施予定の事業については、外務省中南米局南米課に御照会ください。)

エクアドル国内の申請先

Embajada del Japón en Ecuador

Av.Amazonas N39-123 y José Arizaga

Edif.Amazonas Plaza, Piso 11,

Quito, Ecuador

Tel:(593)-2-2278-700

E-mail:ecuj100@mofa.go.jp

注意

1. 御提出いただいた書類は返送致しません。(必要な場合は予めコピーを御用意ください。)
2. 審査の経緯等についてのお問合せにはお答えできませんので、御了承ください。
3. 事業が中止となった場合や事業内容が認定条件に合致しないと後に判断される場合には、認定を取り消すこともあります。

5 事業実施後の報告

認定され、実施された事業について、事業主催者(申請団体)は、誓約書に基づき、事業終了後、速やかに在エクアドル日本国大使館に対し、以下の書類による事業実施報告を提出して下さい。

- 事業実施報告書(Ward 形式)
- 事業収支報告書(Excel 形式)